

香川県条例第7号

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

香川県事務処理の特例に関する条例（平成11年香川県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																				
<p>(市町が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 略</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">1～27 略</td> </tr> <tr> <td>28 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> (1)～(8) 略 (9) <u>法第11条の2の規定による届出の受理</u> (10) <u>法第11条の3の規定による届出の受理</u> (11)・(12) 略 (13) <u>法第49条第1項の規定による台帳の作成</u> (14) <u>法第49条第2項の規定による情報提供の要求</u> (15)・(16) 略 (17) <u>法附則第11条第1項の規定による助言等</u> (18) <u>法附則第11条第2項の規定による勧告</u> (19) <u>法附則第11条第3項の規定による措置命令</u> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">29～55 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	事 務	市 町	1～27 略		28 略	略	(1)～(8) 略 (9) <u>法第11条の2の規定による届出の受理</u> (10) <u>法第11条の3の規定による届出の受理</u> (11)・(12) 略 (13) <u>法第49条第1項の規定による台帳の作成</u> (14) <u>法第49条第2項の規定による情報提供の要求</u> (15)・(16) 略 (17) <u>法附則第11条第1項の規定による助言等</u> (18) <u>法附則第11条第2項の規定による勧告</u> (19) <u>法附則第11条第3項の規定による措置命令</u>		29～55 略		<p>(市町が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">1～27 略</td> </tr> <tr> <td>28 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（特定行政庁の権限に係るものを除く。） (1)～(8) 略</td> <td>善通寺市</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> (9) <u>法第11条の2の規定による届出の受理</u> (10)・(11) 略 (12)・(13) 略 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">29～55 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	事 務	市 町	1～27 略		28 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（特定行政庁の権限に係るものを除く。） (1)～(8) 略	善通寺市	(9) <u>法第11条の2の規定による届出の受理</u> (10)・(11) 略 (12)・(13) 略		29～55 略	
事 務	市 町																				
1～27 略																					
28 略	略																				
(1)～(8) 略 (9) <u>法第11条の2の規定による届出の受理</u> (10) <u>法第11条の3の規定による届出の受理</u> (11)・(12) 略 (13) <u>法第49条第1項の規定による台帳の作成</u> (14) <u>法第49条第2項の規定による情報提供の要求</u> (15)・(16) 略 (17) <u>法附則第11条第1項の規定による助言等</u> (18) <u>法附則第11条第2項の規定による勧告</u> (19) <u>法附則第11条第3項の規定による措置命令</u>																					
29～55 略																					
事 務	市 町																				
1～27 略																					
28 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（特定行政庁の権限に係るものを除く。） (1)～(8) 略	善通寺市																				
(9) <u>法第11条の2の規定による届出の受理</u> (10)・(11) 略 (12)・(13) 略																					
29～55 略																					

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。